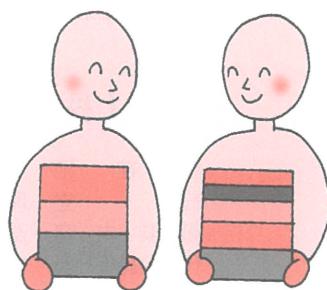


同一労働同一賃金

労働者派遣法改正による均等・均衡待遇

朋労務コンサルタントオフィス所長
(一社)名北労働基準協会
労使相談室相談員
社会保険労務士
藤原朋子

7



賃金以外の待遇については派遣元の通常の労働者との間で不合理な相違がないようにすること、などです。

同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準は、毎年政府より、職種別の一覧表と能率・経験調整指數、地域指數によって示されることになります。その賃金水準を基に、派遣元事業者は派遣労働者の賃金を確認することが必要となります。

労働者派遣契約が、改正労働者派遣法の施行日である来年の4月1日をまたいだりるととも、この改正は施行日から対象となります。そのため、施行日以降の待遇に変更が生じるような場合は、あらかじめ調整を行つておくことが必要となります。

ご存知ですか?
「中退共」の退職金制度なら、掛金に国の助成が受けられます。

安心・確実!
国が制度だから
外部積立型だから

- 従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせします。
- 退職金は、中退共から直接従業員へ支払われます。

毎年10月は加入促進強化月間です。
お気軽にお問合せください
(独)労働者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎ 03(6907)2234
㈹ 03(5955)8221
◎パートさんもご加入いただけます。
詳しくはホームページをご覗ください。[中退共](#) [検索](#)

有期契約労働者、パートタイム労働者の同一労働同一賃金に向けての法改正に加え、派遣労働者についても来年4月に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、労働者派遣法）が改正施行されます。

派遣労働者は、雇用される企業（派遣元）と実際に指揮命令を受ける企業（派遣先）が異なるため、同一労働同一賃金の比較の対象も派遣元と派遣先という2つになります。また、派遣先については、派遣先が変わったびに比較の対象となる派遣先の通常労働者の待遇が異なるということが発

生します。そこで今回の改正では、派遣元事業者は次式【派遣先均等・均衡方式】【労使協定方式】のいずれかの方法によって、派遣労働者の公正な待遇を確保することとなりました。

【派遣先均等・均衡方式】
派遣先の通常の労働者との間で、均等・均衡な待遇を確保するものです。派遣元事業者は、派遣労働者の待遇を決定する上において、次の①、②を守らなければなりません。

【労使協定方式】
一定の要件を満たす労使協定を締結することにより、均等・均衡な待遇を確保するものです。そのため、施行日以降の待遇に変更が生じるような場合は、あらかじめ調整を行つておくことが必要となります。

一定の要件とは、賃金水準については同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準を確保すること、職務の内容などを公正に評価して賃金を決定すること、業務内容・配置の変更範囲

次回からは、派遣先均等・均衡方式、労使協定方式それぞれによる待遇の具体例をご紹介します。

イラスト・森沢康代